

# 第 133 回 総 会

## 南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 8 年 9 月 7 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第 133 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 28 年 9 月 7 日 (木) 午後 2 時 03 分
2. 閉会年月日 平成 28 年 9 月 7 日 (木) 午後 2 時 15 分
3. 開催場所 中央公民館 町民室
4. 出席委員 (16 人)

会長	1 番	赤石敏文			
会長職務代理	10 番	中村文男			
委員	2 番	石橋 薫	3 番	堀内重男	
	4 番	砂庭周平	5 番	工藤信仁	
	6 番	佐々木一雄	7 番	三浦恵美子	
	8 番	松村範明	9 番	滝田信彦	
	11 番	河守田雄一	12 番	野田清八	
	13 番	山田憲幸	14 番	川守田雄一	
	15 番	梅内勝治	16 番	奥瀬修一	

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長	佐々木	大
主幹	黒坂	正子
班長	佐藤	慶

7. 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

事務局長	<p>ただいまから、第 133 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく願います。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名全員ですので、第 133 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 3 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 14 番 川守田 雄 一 委員 15 番 梅 内 勝 治 委員 を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">しょうはん</p> <p>次に、日程第 3 諸 般 の報告をします。</p> <p style="text-align: center;">しょうはん</p> <p>諸 般 の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">ろうどく しょうりやく</p> <p>朗 読 は 省 略 します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 21 号について、ご説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件でございます。 なお、別紙資料に案内図、及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>

農地調査の結果について、説明を求めます。

山 田 調査員。

13 番 山田から説明いたします。

去る 9 月 1 日、野田 調 査 員 と中央公民館において、議案第 21 号について、調 査 を行い  
ましたので説 明 します。

議案第 21 号について、農地法第 5 条第 1 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該 当 ・  
非該 当 を調査しました。

農地の所在、地目、面積、権利種別、譲 渡 人 及び譲 受 人 の氏名・住所は、議案書  
に記載のとおりです。

番号 1 番及び 2 番の申請理由は、譲 受 人 が自己住宅を建築するため譲 渡 人 から申請  
地を譲り受けるものです。

調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

議 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。  
佐藤班長

佐藤班長

番号 1 番について、補足いたします。

申請地の位置ですが、南部町役場から南東に約 1 キロメートルの距離にあり申請地は、住宅及  
び農地等の混在する集落に位置します。申請地の北側は県道を挟み雑種地、東西及び南側は譲渡  
人の畑となっています。申請人は、貸家に母と 2 人で住んでおり、それを解消するため、住宅を  
建築するものです。

農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第 2 種農  
地と判断されます。

第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると  
認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積  
及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められ

議 長	<p>ることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>次に 番号2番について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、南部町役場から南西に約5.2キロメートルの距離にあり申請地は、住宅及び農地等の混在する集落に位置します。申請地の周囲は宅地で、水道、下水道が埋設された県道に接し、約500メートル圏内に名久井農業高校やあかね幼稚園等があります。申請人は借家に妻と子供の3人で住んでいて、子供の成長と共に住宅を建築することとし、将来、両親の面倒を見る必要があるため、やむなく両親の自宅隣接地に申請地を選択するに至ったものです。</p> <p>農地区分については、第3種農地と判断されるため転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第21号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 時 分)</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第133回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">午後2時15分)</p>
-----	--

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月7日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員